

山梨県が育成した登録品種の自家増殖に係る許諾方針の概要

遵守事項を守ることを前提

山梨県登録品種の
自家増殖を行う場合
(自己の農業経営内)



無償で許諾

手続きは
原則不要

令和4年3月現在
27品種(表2参照)

※「甲斐ベリー7」は
誓約書の提出が必要

<自家増殖を行った時点で下記の遵守事項に同意したものとみなす>

遵守事項

- 当該登録品種の種苗を用いて得た種苗としての利用を目的とした収穫物は、有償・無償に関わらず第三者に譲渡しないこと。
- 山梨県登録品種は、海外への輸出を全て禁止しているため、当該品種の種苗としての利用を目的とした収穫物等を海外に持ち出さないこと。
- 種苗としての利用を目的とした収穫物等を用いる場合は、当該登録品種の特性を著しく損なうことのないよう、選別及び管理等を十分に行うこと。
- 自家増殖において登録品種の特性が損なわれる等の問題が発生した場合には、遅滞なく山梨県に報告すること。
- 本許諾に基づき増殖した種苗のうち自己の農業経営において種苗として用いなかった種苗は、遅滞なく全て廃棄すること。
- 本許諾に関連する書類やほ場等について、必要に応じ山梨県が調査することを要請した場合これを受け入れ協力すること。
- その他自家増殖の許諾に係る事項について山梨県の指示に従うこと。
- ブドウ「甲斐ベリー7」については、山梨県が別に定める「ブドウ「甲斐ベリー7」に関する誓約書」を山梨県に提出していること。

注) 遵守事項に反して自家増殖を行った場合、種苗法で罰せられることがあります。

※国(農研機構)が育成した登録品種の自家用の栽培向け増殖に係る
許諾手続きについて

HPアドレス：<https://www.naro.go.jp/collab/breed/permission/index.html>

